

ブラックロック・BEST(為替ヘッジあり/年2回決算型)

*BESTとは、Bond(債券)、ETF(上場投資信託)、Select(厳選)、Trust(投信)のそれぞれの頭文字をとったものです。

追加型投信/内外/債券

BlackRock

投資信託説明書(交付目論見書) 2024年9月14日

※本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。



Bond
ETF
Select
Trust

BEST

- ブラックロック・BEST(為替ヘッジあり/年2回決算型)(以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。)の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2024年9月13日に関東財務局長に提出しており、2024年9月14日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)については、委託会社のホームページにて閲覧いただけます。また、投資信託説明書(請求目論見書)は、ご請求に応じて販売会社を通じて交付いたします。なお、ご請求いただいた場合には、その旨をご自身で記録をしておいてください。
- 当ファンドの投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。
- 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されております。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	内外	債券	その他資産(投資信託証券(ETF・債券))	年2回	グローバル(日本を含む)	ファミリーファンド	あり(フルヘッジ)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(www.toushin.or.jp/)にてご覧いただけます。

委託会社(ファンドの運用の指図を行う者)

ブラックロック・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第375号

設立年月日: 1988年3月11日 資本金: 31億2,000万円 運用する投資信託財産の合計純資産総額: 13兆4,472億円(2024年6月末現在)

<当ファンドの詳細情報の照会先>

当ファンドの詳細情報については、以下にお問い合わせください。

電話番号: 03-6703-4300(受付時間 営業日の9:00~17:00) ホームページアドレス: www.blackrock.com/jp/

受託会社(ファンドの財産の保管および管理を行う者)

野村信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

NM10924U-3853508-1/16

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

この投資信託は、円ベースでの安定的なインカム収益の獲得と中長期的な信託財産の成長を目標に運用を行います。

ファンドの特色

1 先進国(日本を含む)の投資適格債券に投資します。

■先進国(日本を含む)の国債、政府機関債または社債*1等のうち、投資適格債券(BBBマイナス、Baa3、それ以上の格付が付与されている債券、またはそれらと同等の信用度を有すると判断される債券)に投資します。

*1 新興国を除く先進国(日本を含む)の市場に流通するものをいいます。

■委託会社は、収益の源泉、クレジット・リスク、金利リスクおよび為替ヘッジ・コスト等を勘案した上で、より高い最終利回りの獲得を目指します。

また、委託会社の判断により、円建ての債券のみに投資する場合があります。

※最終利回りとは、債券を満期まで保有した場合の利率(クーポン)、換金価格(償還価格)および保有期間を勘案して年率で算出する収益率をさします。したがって、債券を一定期間保有した場合の投資収益をあらわすトータル・リターンとは異なります。

2 投資適格債券への投資は、原則、ブラックロック・グループが運用する上場投資信託*2(以下「ETF」といいます。)を通じて行います。

■ブラックロック・グループが運用するETFであるiシェアーズETF*3を活用します。
多様な債券ETFラインアップの中からコストおよび流動性等を勘案し、投資するETFを選定し、活用します。

*2 上場投資信託(ETF)とは、Exchange Traded Fundsの略称で、世界各国の金融商品取引所に上場され、株式と同様に取引されている投資信託です。主に特定のインデックス等に連動することを目指して運用されています。

*3 iシェアーズETFは、ブラックロック・グループが運用するETF(上場投資信託)ブランドの名称です。

※円建ての債券に投資を行う場合は、ETFを通じてではなく直接円建ての債券に投資する場合があります。

3 実質外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

4 ETF等への投資にかかる運用の指図に関する権限の一部をブラックロック・グループの各拠点に委託します。

委託先(投資顧問会社)	委託先所在地
ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ	米国 サンフランシスコ市
ブラックロック・アセット・マネジメント・ノース・アジア・リミテッド	中華人民共和国 香港

運用プロセス

【イメージ図】

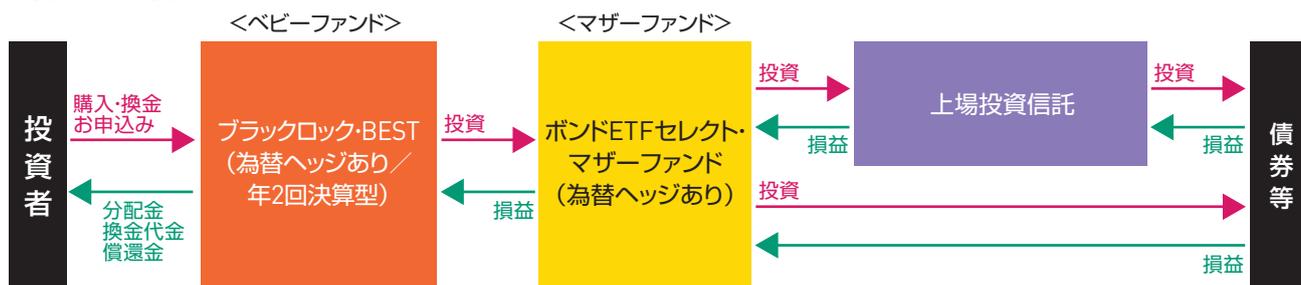
運用目標の策定	価格変動リスク等を考慮しつつ、より高位の利回り(実勢為替ヘッジコスト・費用等控除後)獲得を目指します。
投資対象ユニバースの決定	ETFの流動性、費用水準等を考慮の上、投資対象とするETFを絞り込み、投資ユニバースを決定します。
ポートフォリオ構築	目標利回りを勘案し、リターン・リスク比の最適化を図ります。 ・投資資産のリターン、リスク、相関、利回りを予測 ・実勢為替ヘッジ・コストを勘案 ダウンサイドリスクを考慮し、必要に応じ資産配分を調整します。
定期的なリバランス	市場環境に応じてリスク・リターン特性の見直しを行います。 売買コストを考慮し、定期的なリバランスを行います。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

※運用プロセス等は、変更となる場合があります。

ファンドの仕組み

当ファンドは債券ETFセレクト・マザーファンド(為替ヘッジあり)をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用します。



主な投資制限

- 株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 上場投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。

分配方針

年2回の毎決算時(原則として6月15日と12月15日。休業日の場合は翌営業日)に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

- 経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買損益(繰越欠損補填後、評価損益を含みます。)等の全額を分配対象額の範囲として分配を行います。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様にご帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

■ 金利変動リスク

世界の債券に実質的に投資します。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ 信用リスク

世界の債券に実質的に投資します。投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、債券の格付の変更により債券の価格が変動することがあり、それに伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ 為替変動リスク

円ベースでの収益の確保を目指し、原則として為替ヘッジを行います。投資対象資産および投資対象資産から生じる収益の全てを完全にヘッジすることはできません。また、ヘッジ対象通貨の金利が円金利より高い場合、ヘッジコストがかかります。

■ カントリー・リスク

世界の債券に実質的に投資します。投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、債券の価格が変動することがあり、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ デリバティブ取引のリスク

先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から当ファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

■ 上場投資信託証券への投資に関する留意点

金融商品取引所等に上場している投資信託証券(上場投資信託証券)を購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等により流動性が低下し、購入もしくは売却が困難または不可能等になることが考えられます。この場合にはファンドの運用成果に影響を与えることがあります。また、特定の上場投資信託証券に集中的に投資することがあります。この場合に当該上場投資信託証券が受ける価格変動リスクや上場投資信託証券の運営上のリスクの影響(当該上場投資信託証券の償還や上場廃止等)をほぼ直接に受けることが想定されます。

上記は基準価額の主な変動要因であり、変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

◆当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

◆流動性リスクに関する事項

当ファンドが保有する資産の市場環境等の状況により、保有有価証券の流動性が低下し、投資者からの換金請求に制約がかかる等のリスク(流動性リスク)があります。当ファンドにおいて流動性リスクが顕在化すると考えられる状況は以下の通りです。

- 金利の急激な変動または信用リスク不安が高まる等の影響により、債券価格の変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、債券市場動向が不安定になった場合
- 投資対象とするETFの価格変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、当該ETFの上場市場の動向が不安定になった場合

※金融商品取引所等における取引の停止時、決済機能の停止時または大口の換金請求については、換金請求に制限がかかる場合があります。

◆収益分配金に関する留意点

- 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことで、投資者毎に異なります。

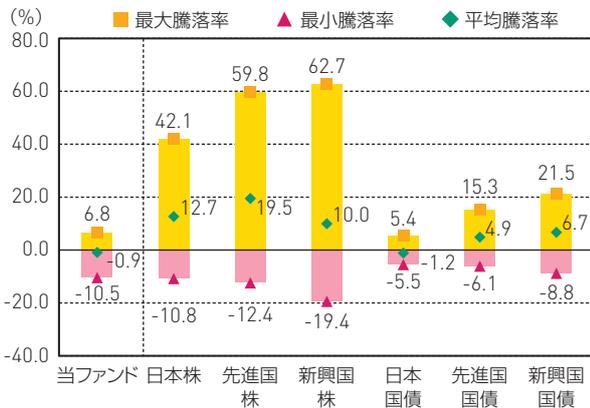
リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク(流動性リスクを含む)が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2019年7月～2024年6月)



当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

(2019年7月～2024年6月)



※上記グラフは、過去5年間に於ける年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記グラフは、過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額の1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。

※各資産クラスの指数

- 日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 - 先進国株…MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
 - 新興国株…MSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円ベース)
 - 日本国債…NOMURA-BPI国債
 - 先進国国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 - 新興国国債…J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)
- (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

<各指数について>

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有する我が国を代表する指数です。東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値および東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

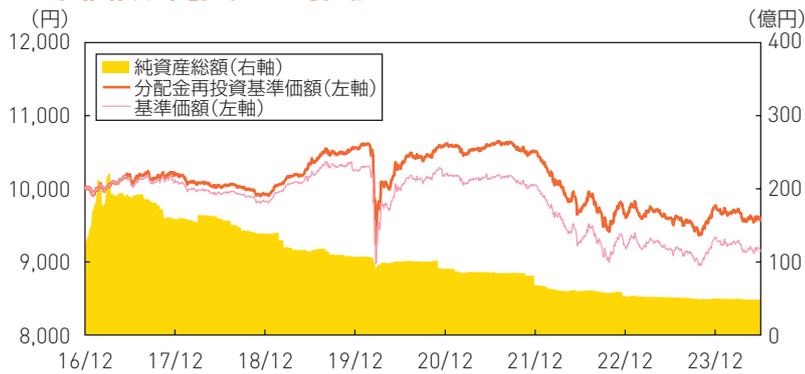
MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数です。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円ベース)は新興国の株式を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数に関する知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、新興国の現地通貨建ての国債を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

基準価額・純資産の推移



※ 基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。
 ※ 分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

分配の推移

設定来累計		460円
第11期	2022年6月	0円
第12期	2022年12月	0円
第13期	2023年6月	0円
第14期	2023年12月	0円
第15期	2024年6月	0円

※ 分配金は税引前、1万口当たり

主要な資産の状況

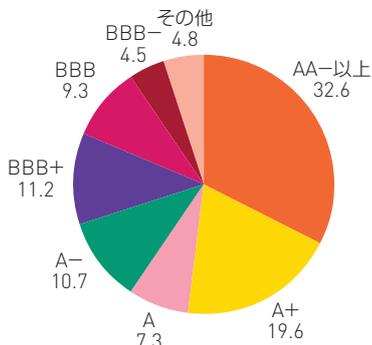
資産構成比率(%)

資産名	比率
組入れ債券ETF	101.0
現金等	-1.0
合計	100.0

組入れ債券ETFの組入比率(%)

銘柄名	資産名	比率
iShares Core Composite Bond ETF	豪ドル建て投資適格債	20.5
iShares € Corp Bond Interest Rate Hedged ESG UCITS ETF EUR (Dist)	ユーロ建て投資適格社債金利ヘッジ	20.0
iShares € Ultrashort Bond UCITS ETF EUR (Dist)	ユーロ建て超短期投資適格社債	17.8
iシェアーズ・コア 日本国債 ETF	日本国債	14.9
iShares Treasury ETF	豪国債	10.2
iShares 10+ Year Investment Grade Corporate Bond ETF	長期米国投資適格社債	9.4
iShares Core £ Corp Bond UCITS ETF GBP (Dist)	英ポンド建て投資適格社債	5.0
iShares Investment Grade Systematic Bond ETF	米ドル建てエンハンス投資適格社債	3.1

格付別配分比率(現金等除く)(%)

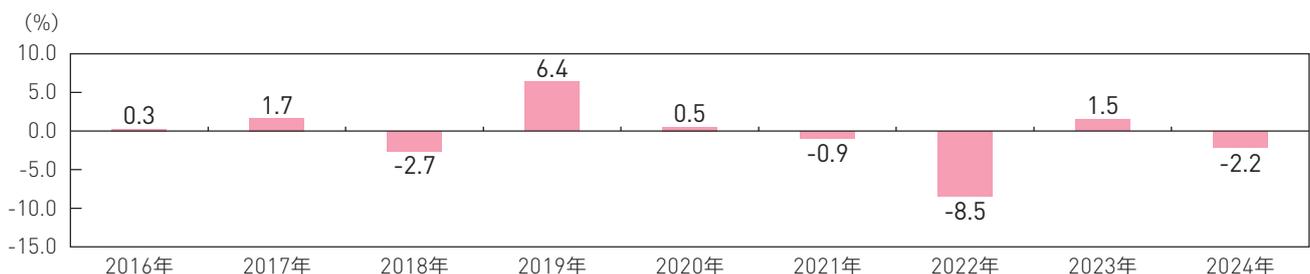


※ S&Pの格付けを使用しております。

※ 比率は対純資産総額、マザーファンドベース。四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

年間収益率の推移

※ ファンドの年間収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものととして算出しています。
 ※ 2016年は設定日(12月28日)から年末までのファンドの収益率を表示しています。
 ※ 2024年は年初から6月末までのファンドの収益率を表示しています。
 ※ 当ファンドにベンチマークはありません。



※ 運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。
 ※ ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	1万口以上1口単位または1万円以上1円単位 分配金の受取方法により、<一般コース>と<自動けいぞく投資コース>の2つのコースがあります。購入単位および各コースの詳細は、販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	1口以上1口単位または1円以上1円単位 詳細は販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金代金は原則として、換金受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込締切時間	午後3時*までに受付けたものを当日のお申込みとします。ただし、受付時間は販売会社により異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。 *2024年11月5日以降は、原則として、午後3時30分までに販売会社が受け付けたものを当日の申込分とする予定です。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2024年9月14日から2025年3月14日まで ※期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	大口の換金の申込には制限を設ける場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。
購入・換金 申込受付不可日	以下のいずれかに該当する場合は、販売会社の営業日であっても購入・換金は受けられません。 ニューヨークの銀行の休業日、ニューヨーク証券取引所の休場日、ロンドンの銀行の休業日、ロンドン証券取引所の休場日
購入・換金申込受付の 中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の受付を中止・取消しする場合があります。
信託期間	2026年12月15日まで(設定日：2016年12月28日)
繰上償還	ファンドは、換金によりファンドの受益権の口数が30億口を下回るようになった場合、またはファンドを償還させることが投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等には、信託期間の途中でも信託を終了(繰上償還)させる場合があります。
決算日	6月15日および12月15日(ただし休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に収益分配方針に基づき分配します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。 <自動けいぞく投資コース>を選択された場合の収益分配金は、税引き後自動的に無手数料で再投資されます。
信託金の限度額	信託金の限度額は、5,000億円とします。 ※当ファンドの運用戦略に適した運用規模・運用効率を勘案し、市場環境や資金流入の動向に応じて信託金の限度額を下回る段階で購入申込の受付を停止する場合があります。
公告	投資者に対してする公告は、電子公告により次のアドレスに掲載します。 www.blackrock.com/jp/
運用報告書	毎決算時および償還時に、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「交付運用報告書」を作成し、ご購入いただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいた方法にて知れている受益者にお届けいたします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。当ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除または益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

■ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		(各費用の詳細)										
購入時手数料	購入受付日の翌営業日の基準価額に 1.10%(税抜1.00%) を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額。詳細は販売会社にお問い合わせください。	商品、関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価										
信託財産留保額	ありません。	—										
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		(各費用の詳細)										
運用管理費用 (信託報酬)	<p>【実質的な負担】 ファンドの実質的な運用管理費用は、以下(A)と(B)の合計となります。なお、「(B)投資する上場投資信託証券の運用管理費用」は、投資する上場投資信託証券およびその投資割合等により変動します。そのため、実質的な運用管理費用は、事前に料率、合計額等を表示する事はできません。</p>	—										
	<p>(A)当ファンドの信託報酬 ファンドの純資産総額に対して年0.297%(税抜0.27%)の率を乗じて得た額とします。 <small>※委託会社の報酬には、投資顧問会社への報酬額が含まれます。 ※運用管理費用(信託報酬)は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</small></p>	運用管理費用(信託報酬)＝運用期間中の基準価額×信託報酬率										
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">運用管理費用の配分</td> <td>(委託会社)</td> <td>年0.1375%(税抜年0.125%)</td> <td>(委託会社) ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等の対価</td> </tr> <tr> <td>(販売会社)</td> <td>年0.1320%(税抜年0.120%)</td> <td>(販売会社) 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td> </tr> <tr> <td>(受託会社)</td> <td>年0.0275%(税抜年0.025%)</td> <td>(受託会社) 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> </table>	運用管理費用の配分	(委託会社)	年0.1375%(税抜年0.125%)	(委託会社) ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等の対価	(販売会社)	年0.1320%(税抜年0.120%)	(販売会社) 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	(受託会社)	年0.0275%(税抜年0.025%)	(受託会社) 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価	
	運用管理費用の配分		(委託会社)	年0.1375%(税抜年0.125%)	(委託会社) ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等の対価							
			(販売会社)	年0.1320%(税抜年0.120%)	(販売会社) 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価							
(受託会社)		年0.0275%(税抜年0.025%)	(受託会社) 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価									
<p>(B)投資する上場投資信託証券の運用管理費用 マザーファンドにおいて投資する上場投資信託証券においても運用管理費用が徴収されます。ただし、当該運用管理費用については、事前に料率、合計額等を表示する事はできません。 (ご参考) 2024年6月末現在での当ファンドの投資対象およびその投資割合に基づき算出した料率は年0.13%程度です。 <small>※上記は運用状況により変動します。</small></p>	—											
<p>その他の費用・手数料</p> <p>目論見書の作成費用、運用報告書の作成費用、ファンドの財務諸表監査に関する費用等の諸費用について、ファンドの純資産総額の年0.11%(税抜0.10%)を上限として、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払うことができます。 ファンドの諸経費、売買委託手数料、外貨建資産の保管費用等について、その都度、ファンドから支払われます。また、マザーファンドが投資する上場投資信託証券に係る保管報酬および事務処理に要する諸費用等が上場投資信託証券より支払われます。 <small>※その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。</small></p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ファンドの諸経費：信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息等 ●売買委託手数料：組入有価証券の売買の際に発生する手数料 ●外貨建資産の保管費用：海外における保管銀行等に支払う有価証券の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用 											

※当該手数料および費用等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。
 ※購入時手数料、運用管理費用(信託報酬)およびその他の費用・手数料は、消費税および地方消費税に相当する金額を含みます。
 ※信託報酬とその配分は、税抜表示です。別途消費税および地方消費税がかかります。

■ 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税されます。 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税されます。 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2024年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

- ・直近の運用報告書の対象期間(2023年12月16日から2024年6月17日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①当ファンドの費用の比率	②投資先ファンドの運用管理費用の比率
0.49%	0.36%	0.14%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)です。

※①の費用は、マザーファンドが支払った費用を含み、投資先ファンドが支払った費用を含みません。

※①の費用と②の費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※投資先ファンドには運用管理費用以外の費用がある場合がありますが、上記には含まれておりません。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

このページは、野村証券株式会社からのお知らせです。
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

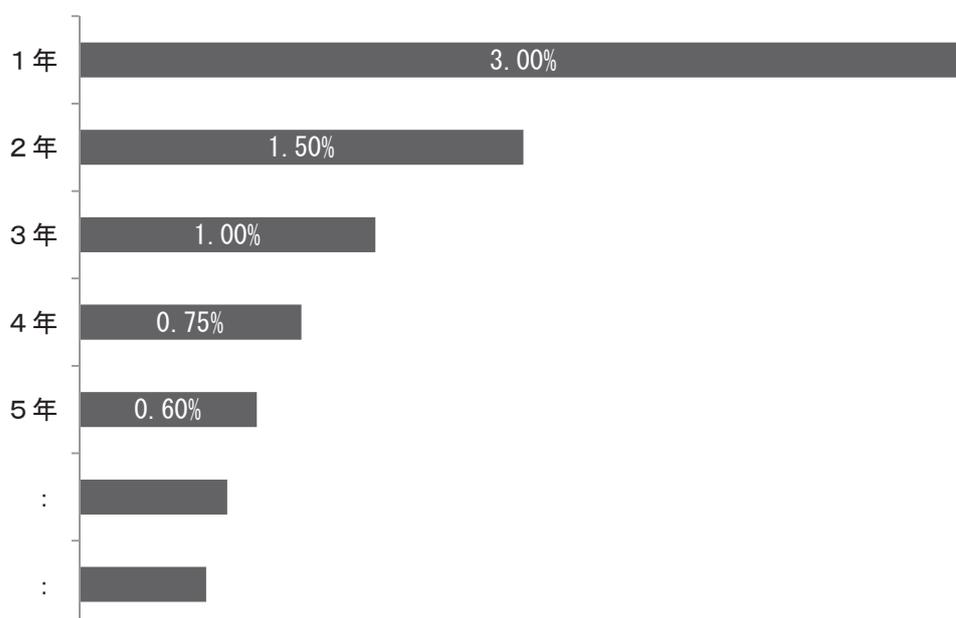
投資信託の購入時手数料に関するご説明

■ 投資信託の購入時手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、購入時手数料が3%（税抜き）の場合

【保有期間】

【1年あたりのご負担率（税抜き）】



※投資信託によっては、購入時手数料を頂戴せず、換金時に保有期間に応じた換金手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。購入時手数料には別途消費税がかかります。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については目論見書や補完書面でご確認ください。投資信託をご購入いただいた場合には、上記の購入時手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。

また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は目論見書又は目論見書補完書面でご確認ください。

このページは、野村証券株式会社からのお知らせです。
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

「ブラックロック・BEST（為替ヘッジあり/年2回決算型）」
の購入時手数料について

野村証券株式会社における購入時手数料は、購入金額（購入申込日の翌営業日の基準価額×購入口数）に以下の手数料率を乗じた額とします。

購入代金*	手数料率
1億円未満	1.1%（税抜1.0%）
1億円以上	無手数料

* 購入代金＝購入口数×基準価額＋購入時手数料（税込）

ただし、口数指定または手数料を含まない金額指定（NISA対象ファンドにおけるNISA預りの場合に指定可能）でご購入の場合は、以下のうち低い方の購入時手数料率を適用します。

(1) 基準価額に購入口数を乗じた額（購入金額）に応じた購入時手数料率

(2) 購入金額に(1)を用いて算出した手数料金額を加算した額に応じた購入時手数料率

なお、上記に基づいてお支払いいただく金額（購入代金）を算出した結果、購入口数が多い方が購入代金が少なくなる場合があります。

◆ 「自動けいぞく投資コース」を選択したご投資家が、収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

◆ 収益分配金を受取る場合は、決算日から起算して概ね5営業日目までにお支払いします。

◆ 野村証券株式会社における購入単位は以下のとおりです。（購入後のコース変更はできません。）

一般コース（分配金を受取るコース）	: 1万口以上1口単位または1万円以上1円単位
自動けいぞく投資コース（分配金が再投資されるコース）	: 1万口以上1口単位または1万円以上1円単位

※自動けいぞく投資コースでは、お客様のご要望により再投資を停止し、分配金の受取りに変更することができます。

詳しくは野村証券の窓口またはウェブサイトでご確認ください。

このページは、野村証券株式会社からのお知らせです。
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面、手数料に関する記載および目論見書の内容をよくお読みください。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

当社が投資信託の取扱いについて行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、次の方法によります。

- ・ 国内投資信託のお取引にあたっては、保護預り口座の開設が必要となります。外国投資信託のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文は、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部(前受金等)をお預かりした上で、お受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預かりしていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預かりいたします。
- ・ ご注文されたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます)。

当ファンドの販売会社の概要

商号等	野村証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 142 号
本店所在地	〒103-8011 東京都中央区日本橋 1-13-1
連絡先	03-3211-1811 又はお取引のある本支店にご連絡ください。
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	100 億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	2001 年 5 月

○お問い合わせ先

お取引のある本支店又は下記連絡先までお問合せください。

〔 <総合ダイヤル> 0570-077-000 ※平日 8:40~17:10、土日 9:00~17:00 (祝日、年末年始を除く) 〕

ご意見や苦情につきましては、下記連絡先までお申し出ください。

〔 <お客様相談室> 0120-56-8604 ※平日 9:00~17:00 (土・日・祝日、年末年始を除く) 〕

○指定紛争解決機関のご利用について

お取引についてのトラブル等は、以下のADR(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用が可能です。(ADR機関のご利用に際して不明な点等ございましたら、上記の連絡先までご照会ください)

〔 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
0120-64-5005 ※平日 9:00~17:00 (土・日・祝日、年末年始を除く) 〕

注) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

上記連絡先をご利用の際には、電話番号をお間違えのないようご注意ください。

【金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に係る重要事項】

ファンドは、主として内外の債券を実質的な投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

